

京都御苑内作業規程

環境省京都御苑管理事務所

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、京都御苑内において実施する工事、庭園管理、測量等の各作業（以下「作業」という。）について、苑内利用者及び、工事・業務請負者、委託業務受託者、その他作業を行う者（以下、「作業員」という。）の安全を確保し、かつ作業の円滑な進捗を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 本規程は、作業員を対象とする。

(関係法令等の遵守)

第3条 作業の実施に当たっては、「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年五月六日厚生省令第十三号）」及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(作業方法の選定)

第4条 作業員は、作業の実施に当たり、事故防止のため必要な調査を実施し、安全性等を十分検討した上、措置を講じ、最も有効な作業方法を選定しなければならない。

2 作業が長期または広範囲にわたる場合は、花木の開花や紅葉の時期及び場所と作業現場が極力重ならないよう配慮し、作業計画を検討しなければならない。

(作業期間)

第5条 作業員は、作業期間を定めるに当たり、この規程に定められている事項が十分に守られるよう配慮しなければならない。

(組織体制)

第6条 作業員は、作業内容と苑内の立地条件等を十分に把握した上で、適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な組織体制を構築するとともに、各作業や使用機器の特徴に応じた作業上及び安全対策上の留意点について作業員に周知させなければならない。

(隣接作業との調整)

第7条 作業員が、ほかの作業と隣接した場所において作業を実施する場合には、十分に連絡調整を行わなければならない。

(関係機関等への周知)

第8条 作業に当たっては、京都御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）からの指示に基づき以下の関係行政機関等のうち、必要な機関へ作業の概要を周知させなければならない。

宮内庁京都事務所、迎賓館京都事務所、皇宮警察本部京都護衛署、宗像神社、
白雲神社、厳島神社、上京区役所、中京区役所、上京警察署、中京警察署

2 作業に当たり、敷地周辺の交通規制や騒音の発生など近隣住民への影響が著しいと管理事務所が判断した場合は、事前に、周辺自治会等へ作業内容を周知し、その協力を求めなければならない。

(事故発生時の措置)

第9条 作業により事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき消防機関等への連絡を行うとともに、速やかに事故報告書を管理事務所へ提出しなければならない。

第2章 一般事項

(作業者の責務)

第10条 作業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業の日時、場所、人数等を管理事務所に連絡すること。
- ②腕章を着用するなど作業中であることが容易に判別できる服装で作業を行うこと。
- ③苑内利用者に不快感を与えるような服装及び妄りな行動は慎むこと。
- ④苑内利用者とのトラブルを起こさないこと。
- ⑤作業中の休憩は、管理事務所が指定する場所を使用すること。

(作業時間)

第11条 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。やむを得ず、この時間外に作業を行う場合は、事前に管理事務所担当官へ作業願いを提出して許可を受けた上、担当官の指示に従わなければならない。

(休日等の作業)

第12条 次の各号の一に掲げる期間は原則として作業を行わないこととする。やむを得ず、作業を行う必要がある場合は、管理事務所担当官へ作業願いを提出して許可を受けた上、担当官の指示に従わなければならない。

- 一 土・日曜日及び祝日
- 二 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 三 葵祭（5月15日頃）、時代祭（10月22日頃）

2 前項以外の日であっても、諸事情により、作業を見合わせるよう指示があった場合は、これに従わなければならない。

(整理整頓)

第13条 作業を行う者は、作業現場内を常に整理整頓し、清潔を保持しなければならない。

- 2 作業用資材の集積・積込み・運搬に当たっては、倒壊、崩落、落下等が起こらないよう安全にこれを行わなければならない。

(環境への配慮)

第 14 条 作業者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。また、脱炭素や脱プラスチック等の環境配慮の取組を積極的に行うよう務めるものとする。

- 2 作業に使用する車輛は、低排出ガス車等の低公害車を極力用いるよう努めなければならない。
- 3 作業に使用する建設機械及び設備等についても、低騒音、低振動型、排出ガス対策型のものを極力用いるよう努めなければならない。

(巡視)

第 15 条 作業に当たり、必要に応じて安全巡視員等を配置することにより、作業現場内及びその周辺の安全巡視を徹底しなければならない。

第 3 章 交通対策

(車輛の通行)

第 16 条 車輛等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

- ①苑内乗り入れが可能な車輛等は、原則、作業用の車輛とし、乗用車の通行は認めない。
- ②車輛等が苑内を走行する場合は、定められた経路を守り、時速 10 k m 以下の速度で走行するとともに、苑内利用者の安全確保に十分留意すること。
- ③緊急かつやむを得ない場合を除き警笛を使用しないこと。
- ④車輛等は、苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する場合は、管理事務所の許可を得ること。
- ⑤車輛による移動にあたっては、京都御所建礼門前及び京都御所建礼門から九條池に至る区間の走行を極力控えること。また、作業上必要な場合を除いて同区間に駐車しないこと。

(車輛の出入り)

第 17 条 苑内への車輛の出入りについては、原則「樫木口」を使用し、ほかの御門等を使用する場合は管理事務所の許可を得なければならない。

(車輛通行許可証の貸与)

第 18 条 苑内は原則車輛の通行を禁止しているため、苑内に乗り入れる車輛等には、管理事務所が貸与する作業車輛通行許可証（以下「通行許可証」という。）を常時掲出し、次の事項を厳守しなければならない。

- ①通行許可証は、車輛等の外部から容易に確認できる箇所に掲出すること。
- ②通行許可証は、ほかの車輛等に転用してはならない。
- ③貸与された通行許可証は、原則として、作業完了後、毎日管理事務所に返却すること。複数日使用する場合は、あらかじめ管理事務所の許可を得なければならない。

- ④通行許可証の貸与を受ける場合は、原則として「樫木口」から進入し、閑院宮邸跡敷地内の駐車場あるいは閑院宮邸跡敷地北側苑路に車輛を駐車すること。

(車輛の駐停車)

第 19 条 車輛を駐停車する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①駐車は管理事務所が指定した場所以外で行わないこと。
- ②駐停車中は、アイドリングを行わないこと。
- ③苑内利用者の妨げになるような位置や景観上支障となるような位置に駐停車しないよう配慮すること。
- ④前条の外、管理事務所における打合せ等のため、車輛を駐車する場合は、閑院宮邸跡敷地内駐車場または管理事務所北側苑路沿いに車輛を駐車することとし、間之町口附近に駐車しないこと。

第 4 章 現場管理

(作業現場の区分)

第 20 条 作業現場の区分に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業者は、事前に管理事務所と作業区域を協議し、承認された区域を周囲から明確に区分し、区域以外の場所を使用しないこと。なお、作業区域の区分、その他通行規制等にあたりトラロープを使用しないこと。
- ②作業現場は原則として、保安柵又はネットなどで囲み、その中で作業を行うこと。
- ③保安柵又はネットなどの色彩、デザインは、周辺環境と調和したものとする。
- ④作業者は、苑内利用者等が作業現場に立ち入らぬよう、注意看板等を設置すること。

(苑内利用者対策)

第 21 条 苑内利用者等の通行や利用を妨げないよう、作業現場において次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業者は作業に伴い苑路の迂回等が必要な場合は、その都度管理事務所と協議のうえ遠方からでも作業が確認でき、安全に利用できるよう迂回指導板等の保安施設を設置すること。
- ②夜間において、作業車や資材が存置される場合や掘削等により利用者の安全が確保されない場合は、保安柵・保安灯の設置等の措置を講じること。
- ③材料・機械等は、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に放置しないこと。

(保安柵)

第 22 条 保安柵の設置に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①保安柵は、作業現場内への進入が禁止されていることが分かる物であって、かつ容易に転倒しない物を設置すること。
- ②保安柵の設置が困難な場合は、事前に管理事務所と協議し、承認が得られた場合はセーフティーコーン及びコーンバーの設置に代えることができる。

(植生の保護)

第 23 条 作業現場や資材置き場が必要な場合は、原則として裸地を利用することとするが、やむを得ず植生等にかかる場合は管理事務所と協議し、その指示に従わなければならない。

第 5 章 埋設物

(埋蔵文化財)

第 24 条 京都御苑内は文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されており、掘削等を伴う作業は管理事務所と協議を行い、事前に京都府教育委員会あてに申請書を提出するなどの必要な手続を行わなければならない。

(公共設備等埋設の確認)

第 25 条 作業者は、公共埋設物等が予想される場所での掘削作業を行う場合は、事前に十分な調査を行った上で試掘を行うなど慎重に作業を行わなければならない。また、作業に支障となる埋設物が確認された場合は速やかに管理事務所へ報告し、その指示に従わなければならない。

第 6 章 その他

(火気の使用)

第 26 条 作業現場における火気の使用は、作業に欠かせないものに限定し、事前に管理事務所の許可を受け、その指示に従わなければならない。

2 火気を使用する場合は、責任者を定めて火気の管理を厳重に行い、消化器等の防火設備を作業現場に備え付ける等の対策を講じなければならない。

(疑義)

第 27 条 本規程に定めのない場合など作業上疑義が生じた場合は、管理事務所担当官と協議し、決定することとする。

(附則)

この規程は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年 8 月 29 日から施行する。

(附則)

この規定は、令和 4 年 8 月 15 日から施行する。